

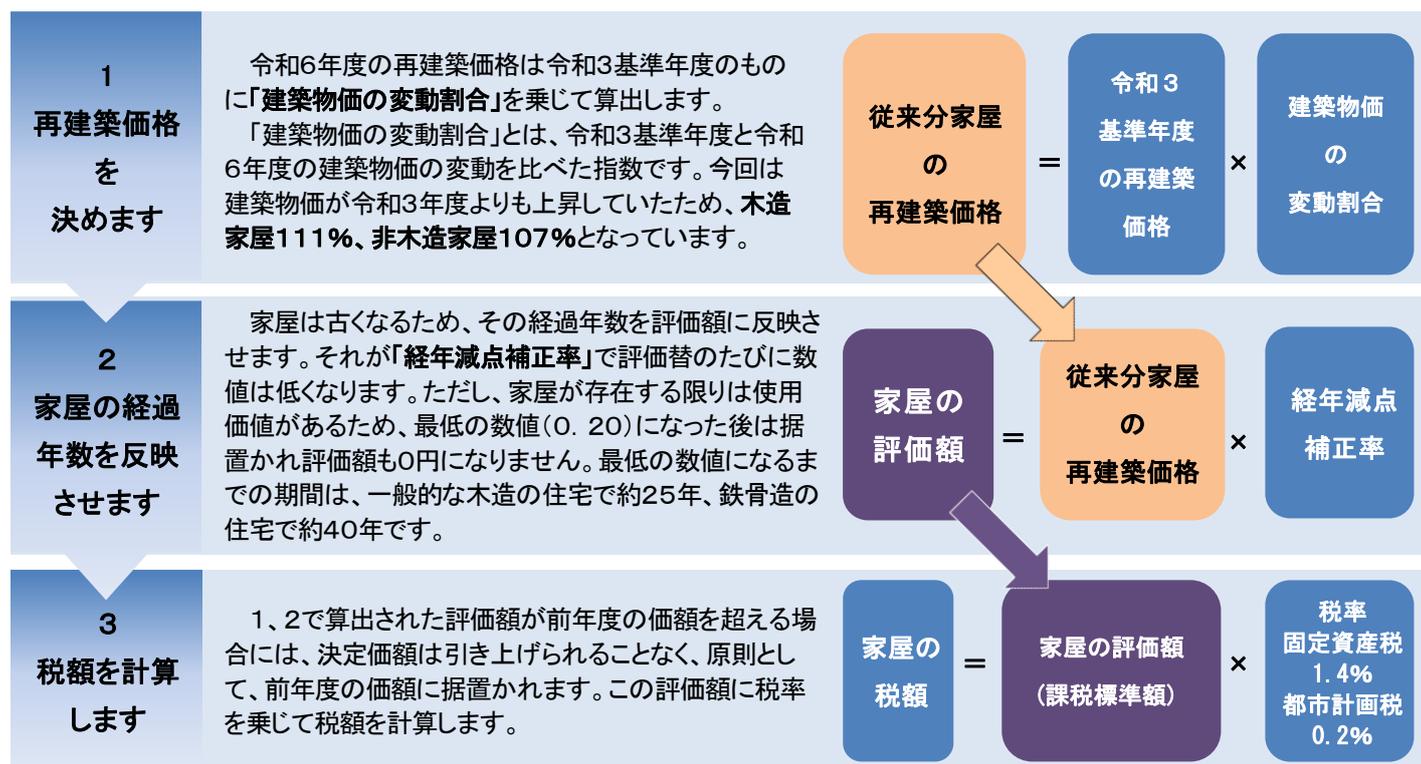
# 令和6年度は 固定資産税の「評価替え」の年です

固定資産税は、目的税である都市計画税と合わせ、身近な市のサービスや事業を支える貴重な財源となっています。その固定資産税は、土地や家屋、償却資産の評価額から算出しますが、土地と家屋の評価額は3年ごとに見直す制度がとられており、これを「評価替え」といいます。

前回の評価替えは令和3年度に行いましたが、今回はそれ以降の3年間の資産価値の変動に対応し、適正な価格に見直すために行います。

## 家屋

家屋の評価は再建築価格（今、同じ建物を建てたら、建築費はいくらになるか）で行います。家屋の評価額は増改築や取壊しが限り、令和6年度から3年間は据置かれます。



## 土地

土地の評価は、「固定資産評価基準」に基づき、地目別に令和5年1月1日時点での適正な時価を算定します。宅地については、令和5年7月1日までの半年間に地価が下落した地域は、その下落状況を反映しています。

宅地の評価は、地価公示価格等の7割を目途に均衡化・適正化を図っています。

### 【令和6年度 縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧のご案内】

縦覧帳簿の縦覧期間は4月1日から4月30日（土・日曜、祝日を除く）の8:30~17:15です。課税台帳の閲覧は4月1日から可能です。

●この内容についてのお問い合わせ・ご意見は **資産税課 土地係** ☎354-8134 FAX354-8309

**家屋係** ☎354-8135 FAX354-8309

✉ [shisanzei@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:shisanzei@city.yokkaichi.mie.jp)